

第 21 回

熊本県議会

水俣病対策特別委員会会議記録

平成21年6月19日

開 会 中

場 所 第 1 委 員 会 室

平成21年6月19日（金曜日）

午後2時15分開議

午後2時28分閉会

本日の会議に付した事件

- (1) 水俣病被害者救済法の早期成立について
- (2) その他

出席委員（14人）

委員長 西岡 勝成
副委員長 前川 収
委員 倉重 剛
委員 児玉 文雄
委員 松村 昭
委員 村上 寅美
委員 渡辺 利男
委員 中原 隆博
委員 馬場 成志
委員 大西 一史
委員 氷室 雄一郎
委員 鎌田 聡
委員 吉永 和世
委員 池田 和貴

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

環境生活部

部長 駒崎 照雄
次長 横田 堅
次長 谷崎 淳一

首席環境生活審議員兼

環境政策課長 園田 素士
環境保全課長 宮下 勇一
水環境課長 小嶋 一誠
水俣病保健課長 野田 正広

水俣病審査課長 寺島 俊夫

事務局職員出席者

政務調査課課長補佐 野白 三郎
政務調査課主幹 竹本 邦彦

午後2時15分開議

○西岡勝成委員長 ただいまから第21回水俣病対策特別委員会を開催いたしたいと思ます。

委員の先生方には、いろいろな、急々な開催にもかかわらず御出席をいただきましてまことにありがとうございます。

本日は、特別委員会改選後初めての委員会でございますので、本来ならば、私からあいさつを申し上げなければなりませんけれども、ベテランの先生方ばかりでございますので、急々に委員会を開催いたしました理由を述べさせていただきます、あいさつにかえさせていただきます。

委員各位も御承知のとおり、被害者救済問題については、与野党の法案提出を受け、現在、与野党協議が行われております。県議会といたしましては、これまで、この問題について超党派で対応を行い、去る3月末には、本国会において、党派を超えた議決により、救済策を実現することを意見書として決議し、与野党の国会議員に対し、強く要望を行ってきたところでございます。

しかしながら、国会会期が延長されたとはいえ、実質的に審議ができる時間は非常に限定をされている中、いまだ与野党の合意が得られていないということでございまして、非常に残念な思いでございます。

私といたしましては、法案が成立するかどうか非常に緊迫した状況の中で、多くの被害者が高齢化し早期救済を切望されていること

にかんがみ、県議会として緊急決議を行って、改めて与野党に強く今国会における法案成立を訴えることが今必要であると考えて、急遽このような形でお集まりをいただいたわけでございます。

どうかひとつよろしく御審議をお願いしたいと思います。

○西岡勝成委員長 それでは、議題に入ります。

現在の状況につきまして執行部から説明をお願いいたしたいと思います。

○野田水俣病保健課長 水俣病保健課長でございます。

ペーパーを用意しておりませんので、簡単に御説明いたしますと、4月17日に民主党案が提出をされまして、4月24日から与野党協議が始まっております。6月12日まで5回ほど与野党協議が行われまして、6月12日には、委員も御承知かと思いますが、与党から修正案が出されたという状況でございます。

その後、今週は与野党協議が開かれておりません。次回は、一応6月23日の1時からということになっておりまして、そこが多分、最後の与野党協議、山場になるのかなど。

現在の状況は、そういう状況でございます。

○西岡勝成委員長 以上、説明が終わりましたけれども、質疑はございませんか。

○大西一史委員 今6月23日1時からということが、大体の次回の与野党協議ということでもありますけれども、ここ数日の報道を見ますと、非常に民主党の方でも、いろいろと、なかなか簡単にはいかぬよというような話であって、修正案が与党の方から示されて、それが何かなかなかうまくいっていないという状況は、非常に私たちは、その与野党のそれぞれの案は、中身は別にして、早期救済をや

っぱり求めるという意味では、こういう不透明な状況というのは非常に心配をしているわけですね。

そういう中で、この23日の1時というのは、本当間違いなくあるんでしょうね。

○谷崎環境生活部次長 今、直前に国の方に確認をいたしました。それで、一応11時から団体の方々の意見を聞くというのが時間をとってありまして、その後、午後1時から与野党協議が行われる予定というふうに聞いております。

○大西一史委員 今そういうことであれば、やっぱり先ほど委員長もおっしゃったように、そういう我々も何らかのきちんとした意思を決議という形で、県議会で、総意でやっぱり示して、与野党のそういう、今いろいろの思いの壁があるのは、それはもういろいろな意見があると、対立があるというのはありますけれども、それをいかに、このわずかな期間でありますけれども、乗り越えていただくかということですね。その辺はやっぱりしっかりお願いをしていかないかぬというふうに思いますので、私も、どういう内容になるかわかりませんが、その早期成立という上での決議をすべきだろうというふうに思います。

以上です。

○西岡勝成委員長 ほかにございませんか。

○馬場成志委員 なかなか難しいとずっと言っても、これは被害者には時間がないということは、もう既にこれまでずっと話し合ってきたことでありますので、これまでの努力というものを結実させていただきなきゃならぬというふうに思いますので、ぜひともそういった意思表示をしっかりとさせていただきたいというふうに思います。

○鎌田聡委員 もう思いは、私も、この間、この委員会の中で述べてきたように、早期解決をやらなきゃいけないという思いであります。

しかしながら、少し今回の決議が、もう何かこれまでの報道見ますと、与党の修正案はこれが最後だというふうな話も出ていまして、それでは、まだ与野党協議続いているわけですので、やはりお互いに、うちも、民主党も譲れるところは譲らなければならないし、与党の案もまだ譲っていただかなきゃならない部分あると思いますので、その辺も踏まえたやっぱり議会からは決議というのが必要だと思いますので、与党に対しても民主党に対しても、それぞれに考えてほしいというふうな、そのために、お互い考えた上で、早期成立、結実をしてほしいというふうな決議案をぜひ出していただかなければならないというふうに思っていますので、その点の配慮をよろしくお願いしたいと思います。

○西岡勝成委員長 鎌田委員も御承知のとおり、与党の案が提出される前にも、それぞれの党派を超えて、御相談をしながら、我々の議会としての意見も述べてきましたし、また、それに沿って変えられた部分もありますけれども、それでもまだ与野党の協議が難航している段階でございますので、ぜひここはそれぞれ歩み寄っていただいて、知事もおっしゃっておりますように、時間との闘いになっておりますので、その辺は、議会としても、ぜひ意思を表示して、国会に、県民に、国民に訴えたいということでございます。

○倉重剛委員 私も同意見ですから、早期に解決という形の中での我々の意思決定というのを反映することはもちろん大事でしょう。ただ私は、きのうから報道、それから患者団体あたりのメッセージを聞いていますと、こ

れが政争の具にならないかという非常な危惧を持っています。したがって、そういう意味も含めて、ぜひ我々の意見というものを通して案を言っていただきたいなど、あえて申し上げます。

政権交代なんていう目の前にあるような状況を仮定しながら、そういうメッセージが入っていると非常に残念に思いますので、よろしく。

○西岡勝成委員長 急々でございますが、ほかに何かございませんか。

○村上寅美委員 今皆さん発言のとおりです。ただ我々は、要望を強くするというところで、我々の方でこうしろ、ああしろじゃなくて、まとまるようにということが我々の一致した——それを、鎌田委員もそういう意見ですから、我々は一致団結して国の方に上げると、強く要望してまとめてくれということ、自民党案とか民主党案とかということじゃなくて、まとまってほしいというのが議会の、特別委員会の一致した意見というふうに認識しますから、もう何もなかつじやなかですか。

○西岡勝成委員長 そういう御意見で、私、委員会としてもそのような方向でひとつ検討していきたいと思っております。

○渡辺利男委員 今、村上先生も言われたとおりだと思うんです。私ども3月にこの議会で決議を出した中にも、被害者の救済を最優先するという大義のもと、党派を超えた立法をということだし、政局に左右されることなくということも書いてあるわけですので、私どもも今非常にデリケートな時期に来ていますから、私どもの言動も、やっぱり県議会一致した声ということで行くべきだから、民主党が悪いとか自民党悪いとかいう言動はしないように気をつけること。

もう一つ、執行部にも、特に知事なんですけれども、マスコミが勝手に報道しているんじゃないかと思えますけれども、与党案への歩み寄りを期待なんていう新聞記事なんかなっています。そういうことはまずないと思うんですけれども、ぜひ知事の発言も、非常にデリケートな時期だから、気をつけていただくよう要望しておきます。

○西岡勝成委員長 ほかございませんか。

以上のような御意見を踏まえて文案をちょっと用意させていただき——急々な話でまだいろいろな御意見もあろうかと思えますので、今配らせていただいて——見とった方が安心でしょう。その方がいいでしょう。

(資料配付)

○西岡勝成委員長 事務局から朗読して。

○事務局 それでは、事務局から朗読させていただきます。

水俣病被害者救済法の早期成立に関する緊急決議(案)

水俣病は我が国の公害問題の原点と言われる課題であり、昭和31年の公式確認から既に50年を超える長い時間が経過している。この間、熊本県議会は、この問題を熊本県政の最重要課題と位置付け、被害者の方々の早期救済と水俣病問題の解決を図るため全力で取り組んできた。

特に、平成16年の関西訴訟最高裁判所判決以降、新たに救済を求める方々が急増したことから、熊本県は、政治による新たな救済策の早期実現を要請してきた。

これを受けて、去る3月13日、自民党及び公明党から、「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の最終解決に関する特別措置法案」が国会に提出された。

また、4月17日には民主党から、「水俣病被害の救済に関する特別措置法案」が、国会に提出された。

こうした法律制定の動きにより、地元では一日も早い救済実現を願う被害者の方々の期待が高まっている。最高裁判所判決から4年、公式確認から50年以上が経過し、被害者の方々が高齢化している現実を直視すれば、今国会における被害者救済のための法律の成立が何としても不可欠である。

これまでに薬害肝炎やハンセン病問題において、被害者の救済を最優先され、党派を超えた立法が行われている。

熊本県議会としては、こうした先例にならない、水俣病被害者救済について与野党間で早期に合意され、今国会において党派を超えた議決により救済策を実現されることを強く要望する。

以上、決議する。

○西岡勝成委員長 内容については、先ほど御意見がありましたように、触れてはおりません。

じゃあ細部にわたる、ちょっと変更ありましたら、正副委員長にお任せいただけますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○西岡勝成委員長 じゃあそのように決したいと思います。

もう時間がですね、本会議が22日と30日ですので、22日の本会議において議決をしていただくという段取りをとりたいと思いますが、よろございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西岡勝成委員長 そのように決したいと思います。

どうも御苦労さまでございました。これで委員会を終わらせていただきます。

午後2時28分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

水俣病対策特別委員会委員長